

令和2年度採用予定 清瀬市職員を募集

区分	受験資格	人数
①一般事務	昭和54年4月2日～平成4年4月1日生まれで、民間企業などにおける職務経験が6か月以上ある方	若干名
②一般事務(土木技術)	昭和59年4月2日以降生まれで、次のいずれかの条件を満たす方。 ◆学校教育法による大学・短期大学もしくは高等学校での土木専門課程(土木施工管理技術検定の指定学科に限る)を専攻し卒業した方、もしくは令和2年3月までに卒業見込みの方◆土木施工管理技士の資格を有する方	
③保健師	昭和54年4月2日以降生まれで、保健師の資格を有する方	

【募集要項】2月3日(月)～9日(日)(8日(土)を除く)午前9時～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)
【1次試験】2月22日(土)
【申込】所定の用紙に必要事項を記入し、①～③とも2月7日・9日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に直接採用試験申込み受け付け所(本庁舎4階)へ。②③は郵送も可、2月7日(必着)までに職員課職員係☎042-497-1843へ
 ※提出書類など詳しくは要項をご覧ください。

令和2年度 会計年度任用職員(専門職)を募集

区分	受験資格	人数
学童クラブ指導員	保育士の資格または教員免許を有する方、2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた職務)した経験のある方	若干名
作業員(障害者採用)	申込み時点で身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方	
学校栄養士	栄養士の資格を有する方	

※地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤(一部除く)職員が、令和2年度から「会計年度任用職員制度」として名称・制度が変更されます。詳しくは、募集要項をご確認ください。
【募集要項】2月3日(月)～13日(木)の平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)
【申込】2月3日～13日の平日午前8時30分～午後5時に所定の用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送(2月13日必着)で職員課職員係☎042-497-1843へ

市・都民税申告 ～混雑状況予想とよくある質問～

2月17日(月)から3月16日(月)までの平日午前9時～午後3時(番号札の配布は午前8時30分から)、市役所で市・都民税の申告を受け付けます。昨年の状況を基に作成した混雑状況予想は下表のとおりです(実際の状況と異なる場合があります)。

混雑状況予測カレンダー

A=大変混雑 B=混雑 C=比較的空いている可能性あり						
日	月	火	水	木	金	土
2月						
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
	A	C	C	C	C	
23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
		B	A	A	B	
3月						
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	B	B	B	C	B	
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
	A	A	A	A	B	
15日	16日					
	B					

※期間中は常に混雑が予想され、待ち時間が1時間以上、状況によっては2～3時間になることもあります。
 ※市役所駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

すでに申告書の記入が済んでいて、職員による内容確認が不要の場合、必要書類と併せて封筒に入れ、申告会場内の「申告書投函箱」へ投函するだけです。ぜひご利用ください。

☎課税課市民税係☎042-497-2040

よくある質問

◆年金受給者の確定申告不要制度とは？

公的年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告が不要という制度です(所得税の還付が発生する場合は必要)。所得税の還付がない方でも、源泉徴収票に記載された内容以外に付け加える控除がある場合は、市・都民税の申告を行う必要があります。

◆昨年かかった医療費は、どのくらい医療費控除に適用できますか？

支払った医療費から生命保険や社会保険で補填された金額を差し引き、更に10万円または総所得金額の5%を差し引いた残りの金額を控除額として適用できます。

◆昨年購入したマイホームの確定申告は市役所でできますか？

マイホームなどを購入した場合の「住宅借入金等特別控除」の適用を受けるためには、税務署へ確定申告書を提出する必要があります。市役所では「住宅借入金等特別控除」の申告書の作成・相談は受け付けができませんので、東村山税務署☎042-394-6811へお問い合わせください。

6月1日からごみ処理手数料が変わります

※現行の指定収集袋の大量購入にご注意ください。返品及び新指定収集袋への交換はできません。

廃棄物処理が有料となった平成13年当時に比べ、廃棄物の収集や処理にかかる費用は増加しており、現在指定収集袋の購入により賄っている収入との間に大きな隔たりが生じています。そのため、清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を改正し、令和2年6月1日より廃棄物処理手数料を変更します。

これからも廃棄物・資源物の安定した収集や処理を続けていくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

☎ごみ減量推進課ごみ減量推進係☎042-493-3750

ごみ処理手数料の変更内容

可燃ごみ用・不燃ごみ用・容器包装プラスチック用の種類の指定収集袋が右表のとおり、変更の対象になります。

なお、容器包装プラスチック用の指定収集袋は、一般廃棄物の再利用を推進することで多くの資源化が図られるため、手数料を据え置きとします。

また、価格の改定と同時に指定収集袋が新しくなります。6月1日以降に現在の指定収集袋を使用する場合は、差額券を購入し、指定収集袋に貼り付けて出してください。

種類		現行	改正後
可燃ごみ	ミニ袋 (5%相当20枚) 1セット	140円	200円
	小袋 (10%相当10枚) 1セット	100円	200円
	中袋 (20%相当10枚) 1セット	200円	400円
	大袋 (40%相当10枚) 1セット	400円	800円
不燃ごみ	ミニ袋 (5%相当20枚) 1セット	140円	廃止
	小袋 (10%相当10枚) 1セット	100円	200円
	中袋 (20%相当10枚) 1セット	200円	400円
	大袋 (40%相当10枚) 1セット	400円	800円
容器包装プラスチック	ミニ袋 (5%相当20枚) 1セット	140円	廃止
	小袋 (10%相当10枚) 1セット	100円	変更なし
	中袋 (20%相当10枚) 1セット	200円	
	大袋 (40%相当10枚) 1セット	400円	

今月の納期

◆固定資産税・都市計画税(第4期) ◆国民健康保険税(第8期) ◆後期高齢者医療保険料(第8期) ◆介護保険料(第8期)
 3月2日(月)までに納めてください。